

山梨県公報

第二千三百七十号

平成二十五年

十一月二十一日

木曜日

目次

○保安林の指定の予定(二件).....	七四七
○換地計画の決定(二件).....	七四七
○河川区域の指定の一部改正.....	七四八
公 告	
○県政功績者.....	七四八
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	七四九

告 示

山梨県告示第三百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町矢細工字鳥屋一七九〇、字東山一七四一、一七四二
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥屋一七九〇・字東山一七四一・一七四二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 保安林の所在場所
南巨摩郡南部町本郷字谷津八九八二の一、八九八三
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷津八九八二の一・八九八三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(春日居第一地区下岩下第二工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十一月二十二日から平成二十五年十二月十九日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月六日まで

山梨県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営畑地帯総合整備事業（春日居第一地区下岩下第三工区）の換地計画を定めたので、
次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
る。

平成二十五年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十一月二十二日から平成二十五年十二月十九日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月六日まで

山梨県告示第三百六十九号

一級河川印川に係る河川区域の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百二十三号）の一
部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

「第一号図」を「第一号図から第六号図まで」に改める。

（その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所（身延河川砂防管理課
を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく平成二十五年度県政功
績者は、次のとおりである。

平成二十五年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

功績分野	氏 名	住 所
特別感謝状	近藤 信行	甲州市勝沼町中原五千二百八十一番地五
県議会	木村 富貴子	甲斐市篠原二千九百十番地一
地方自治	武川 勉	富士吉田市下吉田東一丁目二番十二号
	廣瀬 文夫	北都留郡小菅村四千六百六十八番地
	石原 正治	笛吹市一宮町北都塚四百八十三番地
	小倉 康生	都留市つる一丁目十五番二十号
	輿石 廣人	甲斐市下今井千八百三十番地
	齋藤 憲二	甲府市富竹二丁目八番十六号
	齋藤 三郎	北杜市大泉町西井出二千六百十四番地
	齋藤 哲夫	南アルプス市沢登七百十四番地
	櫻田 一夫	甲斐市下今井二千七百七十七番地
	高原 信道	山梨市牧丘町西保下三千四百七十番地
	龍澤 敦	笛吹市境川町前間田百四十七番地二
	所 一郎	北杜市明野町下神取千四百九十六番地
	仲 利	南巨摩郡南部町福士二千六百四十番地
	羽田 一三	南都留郡山中湖村山中八百六十五番地の百八十四
	平林 謙一	南巨摩郡身延町飯富千七百四十番地
	深澤 永雄	南アルプス市落合千五百五十番地
	望月 邦彦	南巨摩郡富士川町鹿島六千六百六十番地
	山田 稔	山梨市牧丘町窪平二百三十四番地
	河西 富士雄	甲斐市長塚二十二番地
	手塚 進	甲州市塩山三日市場二千八百七十一番地

産業	渡辺 武治 井上 聡一郎 井上 善展 入倉 治彦 篠原 義明 渡邊 一彦 田邊 重機 笹本 森雄 梶原 雅巳 酒井 治孝 中村 金一 中山 仁 嶋崎 正人 戸栗 敏 奥秋 幸治 岡田 清光 五味 武彦 眞田 良一 清水 繁子 中澤 悦理 中村 勝一 石合 千年 渡邊 國男 池谷 剛 篠原 豊明 武井 茂樹 手塚 司朗 古屋 玉枝	北杜市長坂町長坂上条二千二百二番地 甲府市丸の内二丁目二十八番十五号 甲府市上今井町百八十二番地一 南巨摩郡富士川町長澤百十八番地内一 甲府市相生二丁目四番十五号 中巨摩郡昭和町河西二百一十一番地二常永土地地区画 整理地内四十三一―一街区七画地 甲州市塩山下塩後九百七十一番地 甲府市湯村二丁目六番四十一号 北杜市高根町藏原二千八百七十七番地五 北杜市高根町清里三千五百四十五番地二百六十一 南都留郡富士河口湖町船津二千二百二十三番地四 甲州市勝沼町休息千二十五番地内一 北杜市高根町清里三千五百四十五番地三千五百九十九 十七号 南アルプス市下今井四百八十三番地 都留市大幡二千四十五番地 甲府市善光寺一丁目十六番八号 甲府市西田町四番七号 富士吉田市下吉田二丁目十一番十二号 北杜市明野町浅尾千三百三十六番地 中央市山之神三千四百五十七番地 北杜市高根町小池五百八十五番地 韮崎市穴山町三千三百八十八番地 富士吉田市上吉田九百六十二番地 甲府市下曾根町九十番地 甲府市酒折一丁目十五番一号 山梨市上神内川百七十四番地 南アルプス市百々千九百十二番地 山梨市七日市場千三百四十九番地の七
教育文化		
社会福祉		
保健衛生		

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十一日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十一月七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人やまなし生活再建支援センター
 - 2 代表者の氏名 樋口 和宏
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、主に多重債務・過重債務を原因とする生活困窮者に対して、問題解決に向けた相談・仲介活動を通じて経済的生活再建を支援することによって、安心が確保された「幸せで暮らしやすいやまなし」づくりに寄与することを目的とする。併せて、こうした問題解決に向けて取り組む相談員の才能・意欲を今後のやまなしの消費者問題、金融問題の解決に向けて生かせる環境整備を推進することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成二十五年十一月十二日から平成二十六年一月十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番